



上郡町長  
福井一則

A black and white portrait of Toshiaki Fukui, a man with glasses and a suit, looking slightly to the right.

上郡町の将来を考えまじよつ

るための手段として、「市町合併」が選択肢の一つにあげられております。

県下でも、合併特例法の期限が迫る中、合併の動きが活発化しておりますが、住民の皆さんにとって「21世紀の夢と活力のある住みよい地域社会はどうあるべき

きか」を念頭において合併の議論を深めていき、自主的な判断をする大切なことがあります。

将来に禍根を残さないためにも、30年、50年先を目標として、上郡町をどのような姿で未来につなげていくのか、住民の皆さんと共に考え、この問題に取り組んでいきましょう。

き2年を越えない期間で兼任することができる特例措置が認められています。

議員の年金に関する特例があります。

市町村の合併がなかつて場合、退職年金の受給資格となる議員も、年金を受けることができます。

「市町合併」についてのご意見ご要望などは上郡町役場企画管理課までお問い合わせください。 ☎ 52-1112  
✉ [kikaku@town.kamigori.hyogo.jp](mailto:kikaku@town.kamigori.hyogo.jp)

総務省「合併相談コーナー」  
総務省自治行政局行政体制整備室  
<http://www.mha.go.jp/gapei/>

メリットにより人件費等の経常経費など様々な経費を節減できますが、合併後直ちに節減できるものではありません。そのため、合併後10ヶ年は合併しなかつた場合として算出した普通交付税額が全額保証され、その後5ヶ年で段階的に縮減されます。

併した市町村に対し、合併に伴って市町村が実施する市町村計画に位置付けられた事業に対し、合併後3ヵ年補助されます。

合併市町村の間に地方税の賦課に関する著しい不均衡が生じる事があります。

そのために合併市町村の全区域にわたって均一課税をすることが著しくバランスを欠くと認められた場合、合併した年度とこれに続く5ヶ年に限り、課税をしないか不均一の課税をすることができます。

臨時の経費に対する普通交付税の措置があります。基本構想の策定、ネットワーク整備など行政の近代化に要する経費をはじめ、行政水準や住民負担水準の格差是正のために要する併直後の臨時の経費に対して、普通交付税の財政措置があります。

【法定合併協議会】  
関係市町村の  
議会の議員、市  
町長、職員、学  
識経験者らから  
選任された委員によつて、  
合併の是非、市町村計画の  
作成やその他合併に関する  
協議を行うため、議会の議  
決を経て設置されるもの。  
【地域審議会】  
合併前の市町村の区域  
とに審議会を設置し、合併  
後の新しい市町村長に対し  
て意見を述べることができ  
ます。これは、合併後も地  
域住民の声を施策に反映さ  
せ、きめ細かな行政サービ  
スを実現することを目的と



平成7年にそれぞれ期限が延長されて、現在の法律の有効期限は平成17年3月31日となっています。

## 合併特例法・住民発議

**合併協議会ってなに？**

進するためには、いろいろな制度があります。

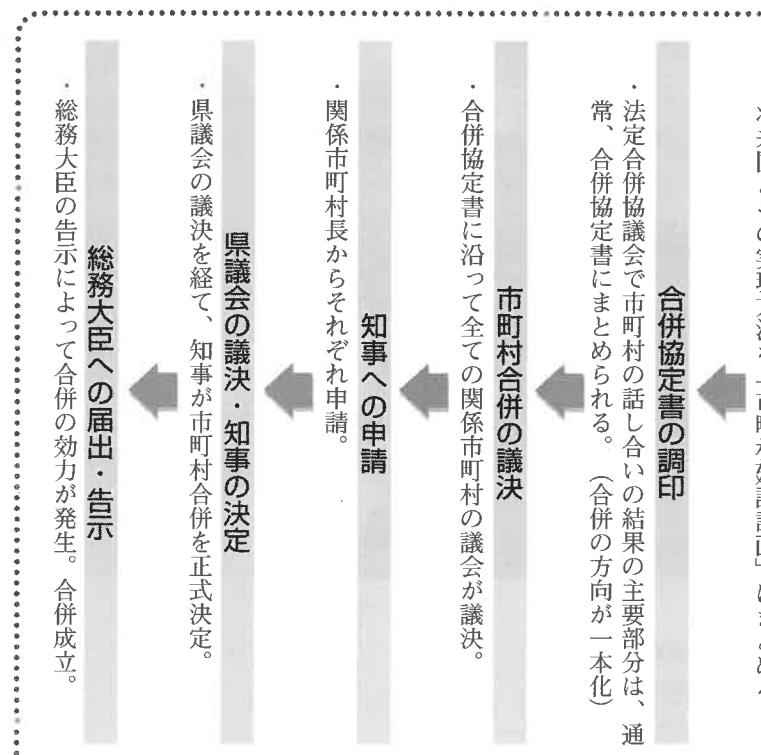
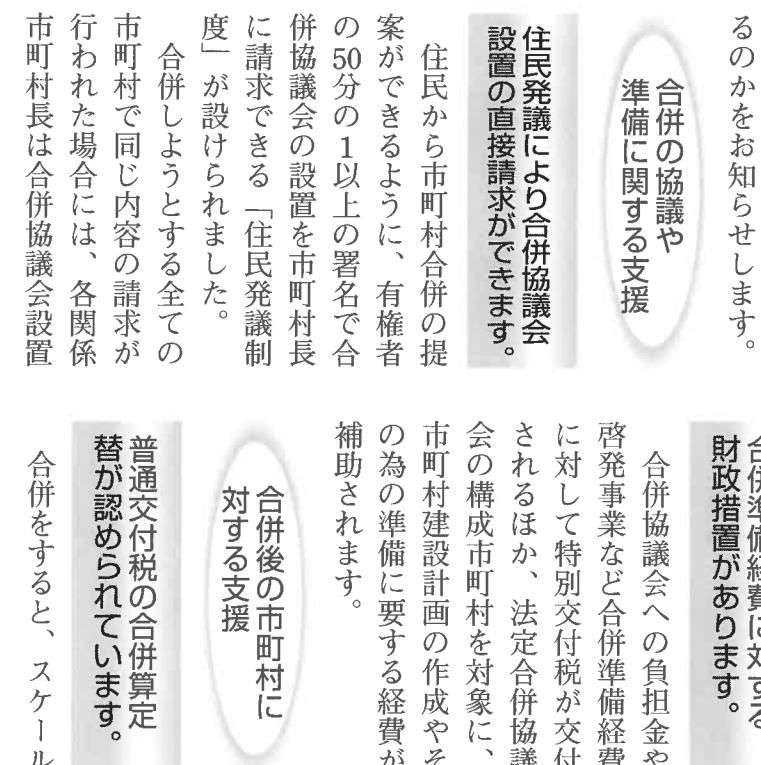
今月号では、これら合併に係る支援措置や実際に会併がどのようにして行われる

付けられました。

合併研究会や任意の合併協議会で検討

・有権者の50分の1以上の署名が必要

## 合併特例法・住民発議・合併協議会ってなに?



**市田村合併はどこで行われるの**

市町村の動きがきっかけになる場合

住民の皆さんのがきつ  
かけになる場合